

坂戸市立浅羽野中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月制定

平成30年9月改定

1 基本的な考え方

(1) 「いじめ防止基本方針」策定にあたって

国において、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年10月にいじめの防止等のための基本的な方針が定められた。それに伴い埼玉県や坂戸市においても基本方針が定められた。

本校は、それらの法律や基本方針を受け、平成26年3月に「坂戸市立浅羽野中学校いじめ防止基本方針」を制定、いじめ防止に組織的に取り組んできた。

今回、国において平成29年3月に、県において平成29年7月に、それぞれ基本方針を改定した。そして、平成30年3月坂戸市において「坂戸市いじめ防止基本方針」を改定したことに伴い、本校の「いじめ防止基本方針」を改定し、いじめ防止対策を一層推進するものである。

(2) 「いじめ」の定義

「いじめ防止対策推進法第2条」に示された内容を「いじめ」ととらえる。この定義を全教職員で共有する。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「いじめ」と判断するにあたっての留意事項

- ① 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、十分な事実確認に基づき、いじめられた児童生徒の立場に立ち判断するものとする。
- ② 「いじめ」には、多様な態様があることに鑑み、法の対象となる「いじめ」に該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件が限定的に解釈されることのないよう、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し確認するものとする。
- ③ 「いじめ」の認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に基づく学校のいじめ対策組織を活用し、組織的に行う。
- ④ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など当該児童生徒との何らかの人的関係を指すものとする。

- ⑤ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、「いじめ」に該当するか否かを判断するものとする。

ただし、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのようなことを知らない場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースであっても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえ適正な対応を行うことが必要である。

(3) 「いじめ」の態様等

「いじめ」の態様は、様々である。わるふざけ、じやれ合いと「いじめ」の見極めは難しい。しかし、それをしっかりと見極めていくことが肝要である。この見極めを確実にし、「いじめ」が疑われる場合は、適切かつ迅速に対処する。

なお、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要な場合も含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることを基本とする。

(4) 「いじめ」への理解

「いじめ」は、どの児童生徒にも、どの学校にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるということを理解する。

2 いじめ防止対策について

(1) 「いじめ」防止に対する基本姿勢

- ① 「いじめ」は絶対に許さないという強い意識を持つ。
- ② 日頃の児童生徒の観察を徹底して、「いじめ」をキャッチする。
- ③ 「いじめ」の具体的な態様をもとに常に具体的にチェックする。
- ④ 表面に見えない「いじめ」を見つける。
- ⑤ 「いじめ」はきっちりと事実確認を行う。
- ⑥ 「いじめ」はきめ細かい指導を行う。
- ⑦ 「いじめ」解消後も見届けを行う。
- ⑧ 児童生徒のストレスが「いじめ」を誘発する。
- ⑨ 「いじめ」は学校・家庭・地域・関係機関すべてが連携して取り組む問題である。

(2) 「いじめ」に関する情報の収集

生徒の「いじめ」に係る情報は極めて大切である。各担任が毎日行っている生活記録ノート（やりとり帳）や日々のふれあいの中から個々の生徒の情報を収集する。そうした情報は、各学年の生徒指導担当及び教育相談担当が集約し、毎週開催される定例生徒指導部会及び定例教育相談部会において情報交換を行う。なお、緊急の場合は臨時に部会を開催したり、朝の職員集会等で情報交換を行い共有する。

(3) 「いじめについてのアンケート」の実施

全校生徒を対象に、「いじめについてのアンケート」を年3回（各学期1回）実施する。アンケート実施後、必要に応じて学級担任が個人面談を行う。

(4) 授業及び様々な教育活動を通じた「いじめ」防止対策

- ① 「学び合い」を取り入れた授業実践を行い、暖かな人間関係を築く。
- ② 特別の教科道德の授業で、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- ③ 学校行事や部活動を通して、自己理解を深め自他の違いや良さを認め合う態度を育てる。また、達成感を味わわせて自己肯定感を高めていく。
- ④ 生徒会活動や委員会活動、係活動を活発化させることにより自治的能力を高め、より良い学校生活を送ろうとする取組を支援する。
- ⑤ 人権作文や人権標語への取組を継続し、人権意識の向上を図る。

3 「いじめ」解決への取組

「いじめ」と認識したとき、また、「いじめ」の疑いがあると認識したとき、校長は「いじめ解決委員会」を緊急に招集し、具体的な対応に当たる。指導に際しては、特定の教職員で抱え込まず組織で対応すること、また、すばやく丁寧な対応をすることに留意する。

【いじめ問題対策委員会】

〈定例生徒指導部会〉

校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、さわやか相談員

〈定例教育相談部会〉

校長、教頭、教育相談主任、各学年教育相談担当、養護教諭、さわやか相談員
スクールカウンセラー

〈いじめ解決委員会〉

生徒指導もしくは教育相談部会メンバーに加えて、各学年主任、担任、その他必要と認められる者、また必要に応じて警察関係者 等

(1) 「いじめ解決委員会」における協議内容等

- ① 詳細な事実確認（役割分担、集約）
- ② 指導方針及び指導スケジュールの検討、決定
- ③ 当該生徒への指導、保護者への説明等
- ④ 警察等、外部機関への対応要請（必要に応じて）

(2) 解決への取組における留意事項

- ① 「いじめ」事案に関する聞き取りの際は、複数教員で対応する。特に、女子生徒の場合は女性教員を入れるなどの配慮をする。
- ② 「いじめ」を受けた生徒の安心・安全を確保する。
- ③ 特に、インターネットを通じて行われる「いじめ」については、保護者と確実に連携し、メールや画像等の確保を依頼する。
- ④ 「いじめ」解消の見届けを確実に行う。
 - i) 「いじめ」に係る行為が止んでいる。（少なくとも3ヵ月以上）
 - ii) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（生徒・保護者に面談等で確認）
- ⑤ 当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻したか判断する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 対処の流れ

- ① 重大事態の発生又は疑いのあるときは、速やかに坂戸市教育委員会に報告する。
- ② 保護者の協力を得て、生徒の生命の安全を確保する。
- ③ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ④ 設置した組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤ 調査結果に基づき、関係保護者に事実関係その他必要な情報を提供する。

5 「いじめ防止基本方針」の見直し

国・県及び市の基本方針に変更があった場合は、「坂戸市立浅羽野中学校いじめ防止基本方針」を見直すものとする。また、変更がなくとも校内で常に点検を行い、必要に応じて見直すものとする。